

# 業務カルテ特記仕様書

## 第1条 業務カルテの作成、登録

請負者は、契約金額500万円(消費税込み)以上の調査設計業務、地質調査業務並びに測量業務について、業務情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の承諾を得た後に(財)日本建設情報総合センター「以下JACIC」に登録しなければならない。

また、登録後JACICが発行する「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

提出の期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

業務カルテの登録については、下記のいずれかによるものとする。

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサセブンスアベニュービル2階

(財)日本建設情報総合センター TECRISセンター

電話 03-3505-2973 FAX 03-3505-2974

E-Mail: tecris@sup.jacic.or.jp

<http://www.jacic.or.jp>

〒460-0002 愛知県名古屋市中丸の内3-5-10 住友商事丸の内ビル9階

(財)日本建設情報総合センター 中部地方センター

電話 052-961-1450 FAX 052-961-1486

E-Mail: chuubu@jacic.or.jp